

岐阜県消費者啓発推進員設置要綱

(設置)

第1条 県民の消費生活の安定及び消費者知識の向上を図るため、消費者教育の推進及び消費生活に関する普及啓発活動を行う岐阜県消費者啓発推進員（以下「推進員」という。）を設置する。

(登録の資格)

第2条 推進員に登録することができる者は、消費者教育の推進及び消費生活に関する普及啓発活動を行う意思を有し、次のいずれかの条件を満たすものとする。

- 1 消費生活広報啓発人材養成講座（平成24年度開催）等、県が実施する講師養成講座を修了したもの
- 2 独立行政法人国民生活センターが実施する講師養成講座を修了したもの
- 3 消費生活相談経験のあるもの
- 4 その他、推進員として資質能力を有するもの

(登録の方法)

第3条 推進員に登録しようとする者は、岐阜県消費者啓発推進員登録申請書（第1号様式）を県に提出しなければならない。

2 県は、前項の規定により推進員の登録申請があったときは、その資格を審査し、登録を認めるときは、岐阜県消費者啓発推進員登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(登録の有効期間)

第4条 登録の有効期間は、登録の日から登録の日の属する年度の3月31日までとする。

(登録の更新)

第5条 推進員の登録は、年度ごとに更新することができる。

(登録の取消し)

第6条 県は、推進員が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 推進員から辞退の申出があったとき。
- (2) 推進員として政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とした活動を行ったとき。
- (3) 県の信用を著しく傷つけたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、県が特に推進員としてふさわしくないと認める事由が発生したとき。

2 登録の取消しを受けた者は、岐阜県消費者啓発推進員登録証を速やかに、県に返還しなければならない。

(活動)

第7条 推進員は、県の依頼を受け、次に掲げる活動を行う。

- (1) 県が実施する出前講座の講師
- (2) 県及び関係団体が開催する各種催事での普及啓発活動
- (3) 消費者教育の推進及び消費生活に関する普及啓発活動に係る知識及び技術の習得を目的とした学習会等への参加
- (4) その他県が必要と認める活動

(守秘義務)

第8条 推進員は、推進員としての活動により知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。推進員を退いた後も同様とする。

(事故報告)

第9条 推進員は、第7条に定める活動中に事故があった場合は、速やかに、県に報告しなければならない。

(経費の支出)

第10条 県は、第7条に定める活動について予算の範囲内で必要な経費を支出することができる。

(保険)

第11条 県は、第7条に定める活動中の事故に備え、公費により保険に加入することができる。

(事務処理)

第12条 推進員に関する事務は、岐阜県環境生活部県民生活課において処理する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜県知事宛て

岐阜県消費者啓発推進員登録申請書

申請者
氏名 _____

下記のとおり、 年度岐阜県消費者啓発推進員の登録を申請します。

ふりがな 氏名		年齢	歳	職業
住所	〒			
連絡先	電話番号	ファックス番号		
	携帯番号			
	メールアドレス			
相談員等 資格の有無	有 無 (資格名：)			

(第2号様式)

岐阜県消費者啓発推進員登録証

氏 名

登録期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

岐阜県知事

印

表面

この登録証を携帯する者は、岐阜県消費者啓発推進員設置要綱に基づき、県に登録し、消費者教育の推進及び消費生活に関する普及啓発を行う者です。

裏面